

動物実験委員会 審査手順書

1. 目的

埼玉医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という）は、埼玉医科大学（以下「本学」という）における適正な動物実験などを遂行するため、学長の諮問を受けて審査を行い、審査結果を学長に報告、または助言する。動物実験責任者（以下「申請者」という）から提出された様式 1 動物実験計画書（以下「様式 1 計画書」という）について、科学的合理性の確保の観点及び動物愛護の立場に立ち、学内規程に基づいて倫理的視点から審査を行い、申請された動物実験が動物実験等に関する法令、指針及び本学動物実験規程に「適合しているか否か」を審査する。

2. 審査に係る委員の構成

委員会は次に掲げる委員によって組織する。

- 1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 3) その他学識経験を有する者

但し、委員自らが申請者や実施者となる場合は、様式 1 計画書の審査は行わない。審査対象の様式 1 計画書の研究計画の立案や作成に深く関わった委員は、審査に加わらない。

3. 守秘義務

委員長及び委員は、様式 1 計画書の審査上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

4. 審査手順

- ①申請者は、「新規」の様式 1 計画書（Word ファイル）及び必要書類（※ 1）を事務局宛〈ani_com@saitama-med.ac.jp〉にメールにて申請する。
- ②事務局は、必要書類の確認や様式 1 計画書の記載事項漏れ等の確認を行う。各飼養保管施設の委員は、担当の様式 1 計画書を確認し、動物実験の実施が可能か確認を行う。修正が必要な場合は Word ファイルに指摘事項の記載及び赤字修正し、委員長・事務局にメール送信する。事務局から、申請者へ修正または指摘事項への返答をメールにて依頼する。
- ③委員長は②の修正を確認後、委員会の開催を事務局に指示する。
- ④事務局は、会議用メーリングリスト〈smu_iacuc@saitama-med.ac.jp〉に様式 1 計画書及び必要書類（※1）を添付し、各委員に審査を依頼する。
- ⑤各委員は計画書の審査を行い、動物実験規程の適合性に関して判断をする。（審査期間は原則 1 週間）審査結果は以下のどちらかとし、指摘事項がある場合は記載する。（※ 2）
「本実験計画は、埼玉医科大学における動物実験規程に適合する」
「本実験計画は、埼玉医科大学における動物実験規程に適合しない」

- ⑥各委員は審査結果を会議用メーリングリストに返答し、委員長がその意見を取りまとめる。各委員からの指摘事項がある場合は、委員長の判断で様式 1 計画書の修正案を提示し、事務局が申請者に内容をメール送信する。
- ⑦事務局は議事録を作成し、会議用メーリングリストに送る。様式 1 計画書の最終頁に審査終了年月日、審査結果を記入し、各委員の条件・意見などで記載の必要がある場合には、委員会記入欄の条件・意見等に記入し委員長の確認を得る。
- ⑧提出用の様式 1 計画書（Word ファイル）を事務局から申請者にメール送信する。
- ⑨申請者は、必要書類に押印して紙媒体の様式 1 計画書を事務局に提出する。
- ⑩事務局は、承認書の発行手続きを行う。
- ⑪計画書及び承認書の原本は事務局にて保管し、最終版の様式 1 計画書（Word ファイル）を申請者及び各飼養保管施設へ PDF をメール送信する。
- ※1 必要書類：第二種使用等拡散防止措置承認申請書・承認書、病原微生物等管理委員会承認書、麻薬研究者免許証、IRB・大学倫理審査委員会等の申請書、毒薬（毒物）の SDS 等
- ※2 大幅な修正あるいは重要な指摘等がなされた場合は「継続審査」とし、修正後に再審査する。

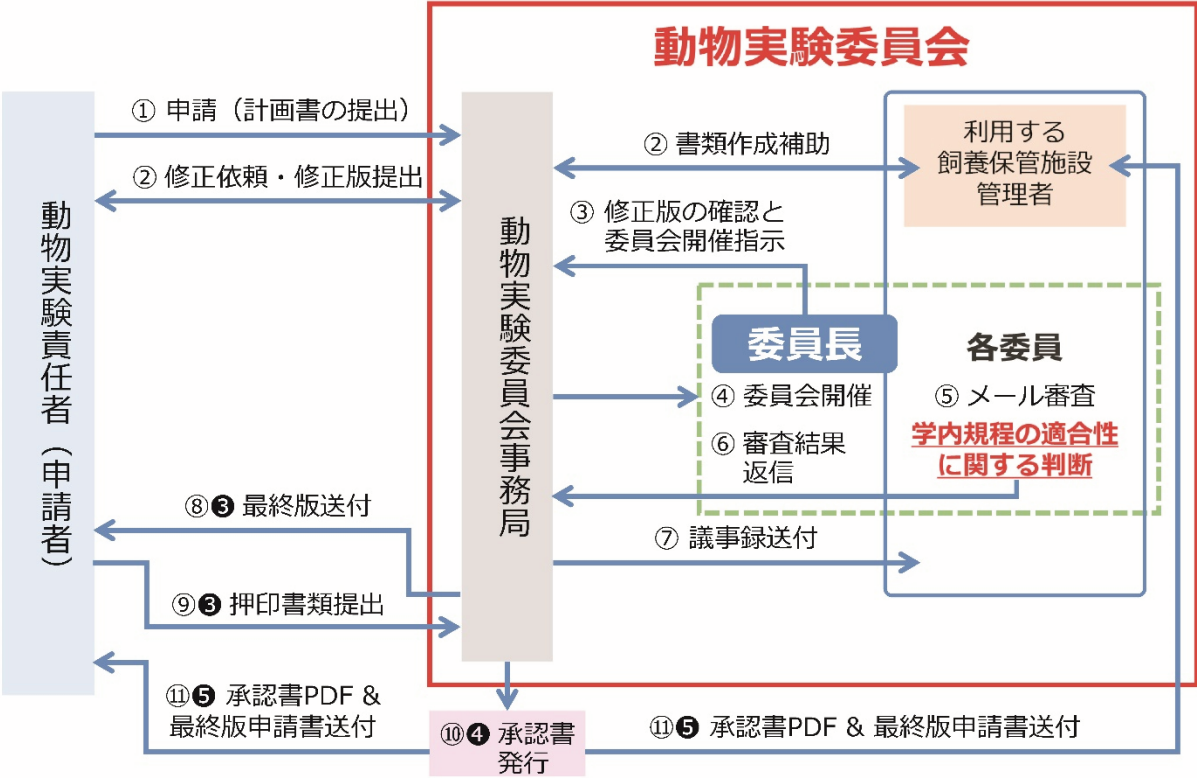
5. 動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式 2）の取り扱い

- ①変更・追加がある場合は、様式 2（Word ファイル）を、事務局宛〈ani_com@saitama-med.ac.jp〉にメールにて申請する。
- ②事務局は、「様式 2 動物実験計画（変更・追加）承認申請書の取り扱い」に従い確認を行う。大幅な変更・追加などの事務局が判断に苦慮する場合は委員長が「迅速審査」・「審査」の判断をする。「迅速審査」の判断の場合は、委員長が取り扱う。「審査」の判断の場合は通常の審査方法で行う。
- ③提出用の様式 2（Word ファイル）を事務局から申請者にメール送信する。必要書類に押印して紙媒体の様式 2 を事務局に提出する。
- ④事務局は承認書の発行の手続きをする。
- ⑤承認書及び様式 2 の原本は事務局にて保管し、最終版の様式 2（Word ファイル）を申請者及び各飼養保管施設へ PDF をメール送信する。月単位で取り纏めて、会議用メーリングリスト〈smu_iacuc@saitama-med.ac.jp〉に報告する。

6. 動物実験委員会の審査の記録・報告

各委員から指摘された条件・意見等及び委員会の判断などの審査結果を議事録とし、最終版を事務局で保管する。委員長が審査結果を医学研究センター運営会議（学長）に報告する。

動物実験関連書類の審査体制



動物実験委員会作成 最終改定 2025 年 5 月 1 日